別表（第３条、第４条関係）

類型	サービス種別	支援金額
訪問系	相談支援、居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、移動支援	150,000円
通所系	就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援、就労選択支援、 生活介護、自立生活援助、 地域移行支援、地域定着支援、 地域活動支援センター、児童発達支援、 放課後等デイサービス	定員20人以上の場合に あっては300,000円 定員20人未満の場合に あっては150,000円
グループホーム	共同生活援助	350,000円
入所系	施設入所支援	2,200,000円

備考　サービス種別の欄に掲げるサービス等は、それぞれ法第５条第１項、第19項、第27項及び第28項並びに児童福祉法第６条の２の２第１項に規定するものをいう。